

○ 議案第200号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 人事院勧告を受けた国の一般職の給与改定に倣い、一般職及び会計年度任用職員の給与を改定するものであります。

1 令和2年度の給与改定 【第1条及び第3条の規定】

12月期の期末手当を0.05月分引き下げます。(1.30月→1.25月)

区 分	6月期 (支給済み)		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.300	0.950	1.300	0.950	4.50月
改定後	同上	同上	<u>1.250</u>	同上	<u>4.45月</u>

※ 会計年度任用職員は、期末手当のみの支給となります。(以下同じ。)

2 令和3年度以降の給与改定 【第2条及び第4条の規定】

期末手当の支給配分を見直します。

区 分	6月期		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.300	0.950	1.250	0.950	4.45月
改定後	<u>1.275</u>	同上	<u>1.275</u>	同上	4.45月

3 施行期日

- ① 令和2年度の給与改定 公布の日
- ② 令和3年度以降の給与改定 令和3年4月1日

○ 議案第201号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、議会議員の期末手当を改定するものであります。

1 期末手当の引下げ等

- ① 令和2年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。【第1条の規定】  
12月期支給割合 1.70月 → 1.65月
- ② 令和3年度以降の期末手当の支給配分を見直します。【第2条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和2年度 (改定前)	1.700月 (支給済み)	1.700月	3.40月
(改定後)	1.700月 (支給済み)	<u>1.650月</u>	<u>3.35月</u>
②令和3年度	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.35月

2 施行期日

- ① 令和2年度の期末手当の支給割合の引下げ 公布の日
- ② 令和3年度以降の期末手当の支給配分の見直し 令和3年4月1日

○ 議案第202号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、市長、副市長、教育長、常勤監査委員並びに上下水道事業管理者の期末手当を改定するものであります。

1 期末手当の引下げ等

- ① 令和2年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げます。【第1条、第3条、第5条及び第7条の規定】

12月期支給割合 1.70月 → 1.65月

- ② 令和3年度以降の期末手当の支給配分を見直します。【第2条、第4条、第6条及び第8条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和2年度 (改定前)	1.700月 (支給済み)	1.700月	3.40月
	1.700月 (支給済み)	<u>1.650月</u>	<u>3.35月</u>
②令和3年度	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	3.35月

2 施行期日

- ① 令和2年度の期末手当の支給割合の引下げ 公布の日  
② 令和3年度以降の期末手当の支給配分の見直し 令和3年4月1日

○ 議案第210号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 令和3年度において、次のように組織機構を見直すものであります。

1 観光文化スポーツ部を設置し、次の事務を執ります。(第2条、第3条関係)

- ① 観光に関すること。(経済産業部から移管)  
② 文化財に関すること。(教育委員会から移管)  
③ スポーツに関すること。(教育委員会から移管)

2 平成29年の大雨災害により被害を受けた公共土木施設及び農地・農業用施設の復旧事業が完了したことに伴い、災害復旧事務所(平成30年2月設置)を廃止します。(第2条、第3条関係)

3 事務の移管等(第3条関係)

- ① 地域情報化に関する事務をデジタル化に関する事務として移管(企画部→総務部)  
② 地域間交流に関する事務を移管(経済産業部→企画部)  
③ 移住定住の促進に関する事務を規定(企画部)  
④ 花火産業の推進に関する事務を規定(経済産業部)

4 施行期日 令和3年4月1日

○ 議案第211号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額基準を見直すものであります。

- 1 国民健康保険税を減額する場合の基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行33万円）に引き上げて算定します。（第23条関係）
- 2 所要の条文整理（附則第5項関係）
- 3 令和3年1月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

○ 議案第212号 大仙市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について

※ 令和2年度税制改正により延滞金に係る規定が整理されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 延滞金割合の特例に係る規定の整理（附則第3項関係）
- 2 施行期日 令和3年1月1日

○ 議案第213号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 農業集落排水事業の処理区域を変更するものであります。

- 1 農業集落排水事業の処理区域について、仙北地域の薬師地区、福田地区及び払田地区を秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）に接続することに伴い廃止します。（別表第3関係）
- 2 変更後の事業内容（第2条関係）
  - ① 計画処理区域面積 1,115.5ha（改正前1,220.6ha）
  - ② 計画処理人口 26,170人（改正前29,970人）
  - ③ 計画1日最大処理水量 8,493m<sup>3</sup>（改正前9,519m<sup>3</sup>）
- 3 施行期日 公布の日

○ 議案第214号 大曲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 令和2年度税制改正により延滞金に係る規定が整理されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 延滞金割合の特例に係る規定の整理（第1条の規定、第2条の規定関係）
- 2 施行期日 令和3年1月1日

○ 議案第215号 大仙市営大曲キャンプ場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

※ 利用者の減少に伴い大曲ファミリーキャンプ場を廃止するものであります。

- 1 大仙市営大曲キャンプ場設置及び管理に関する条例（平成17年大仙市条例第318号）の廃止
- 2 施行期日 令和3年4月1日

○ 議案第216号 大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

※ 令和3年度の組織機構の見直しにおいて、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長が執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、条例規定するものであります。

- 1 教育委員会の権限に属する事務のうち、スポーツに関する事務及び文化財に関する事務を市長が管理し、及び執行します。（本則関係）
- 2 関係条例の改正（附則第2条から附則第19条まで関係）
  - ① 大仙市運動広場設置条例（平成17年大仙市条例第303号）の一部改正
  - ② 大仙市神岡中川原運動公園条例（平成17年大仙市条例第305号）の一部改正
  - ③ 大仙市神岡農村広場施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大仙市条例第306号）の一部改正
  - ④ 大仙市仙北健康広場条例（平成17年大仙市条例第307号）の一部改正
  - ⑤ 大仙市営大曲スキー場条例（平成17年大仙市条例第311号）の一部改正
  - ⑥ 大仙市民体育館条例（平成17年大仙市条例第319号）の一部改正
  - ⑦ 大仙市立武道館に関する条例（平成17年大仙市条例第320号）の一部改正
  - ⑧ 大仙市サン・スポーツランド協和条例（平成17年大仙市条例第321号）の一部改正
  - ⑨ 大仙市B&G海洋センター設置条例（平成17年大仙市条例第322号）の一部改正
  - ⑩ 大仙市営野球場条例（平成17年大仙市条例第323号）の一部改正
  - ⑪ 大仙市テニスコート条例（平成17年大仙市条例第324号）の一部改正
  - ⑫ 大仙市西仙北スポーツセンター条例（平成17年大仙市条例第325号）の一部改正
  - ⑬ 大仙市グラウンド・ゴルフ場条例（平成21年大仙市条例第43号）の一部改正
  - ⑭ 大仙市文化財保護条例（平成17年大仙市条例第293号）の一部改正
  - ⑮ 大仙市払田柵総合案内所の設置及び管理に関する条例（平成17年大仙市条例第301号）の一部改正
  - ⑯ 大仙市史編さんに関する条例（平成17年大仙市条例第302号）の一部改正
  - ⑰ 大仙市旧池田氏庭園条例（平成27年大仙市条例第19号）の一部改正
  - ⑱ 大仙市旧池田氏庭園保存整備審議会条例（平成21年大仙市条例第42号）の一部改正
- 3 施行期日 所要の経過措置を設け令和3年4月1日

○ 議案第217号 字の区域の変更について

※ 太田地域の小神成太田地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があり、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 経緯

平成25年5月 事業採択  
平成26年5月 面工事着工  
平成28年3月 面工事完了  
令和2年6月 字界変更事前協議

2 事業主体 秋田県

3 換地処分 令和3年3月（予定）

4 工事概要

事業量 区画整理工163.5ha  
事業費 26億9,000万円（見込み）  
負担割合 国55% 県27.5% 市10% 受益者負担7.5%  
受益者戸数 143戸

○ 議案第218号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について

※ 本市が加入する秋田県市町村総合事務組合において、同じく構成団体である能代市山本郡養護老人ホーム組合の名称変更（変更後：三種・八峰養護老人ホーム組合）に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。（秋田県知事の許可を受け令和3年4月1日施行）

○ 議案第219号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

※ 本市が加入する大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務のうち、休日救急医療連携事業を廃止することに伴い、共同処理する事務を変更し、及び規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。（秋田県知事の許可を受け令和3年4月1日施行）

○ 議案第220号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について

※ 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市神岡交流促進センター (かみおか温泉嶽の湯)	大仙市神宮寺字下川原前開86番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社神岡ふるさと振興公社（大仙市神宮寺字蓮沼16番地3）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 議案第221号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について

※ 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西仙北ぬく森温泉ユメリア	大仙市刈和野字山北ノ沢5番4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

新生ビルテクノ株式会社（東京都文京区千駄木三丁目50番13号）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 議案第222号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について

※ 協和温泉（四季の湯）の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
協和温泉（四季の湯）	大仙市協和船岡字庄内214番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社（大仙市協和船岡字庄内214番地）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 議案第223号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について

※ 大仙市南外ふるさと館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市南外ふるさと館	大仙市南外字松木田44番地2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

厚生ビル管理株式会社（秋田市保戸野すわ町6番16号）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 議案第224号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について

※ 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田交流の森（大台スキー場敷地等）	大仙市太田町川口字内ノ沢ほか
太田レクリエーションの森（大台スキー場敷地等）	大仙市太田町川口大台国有林ほか

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター（大仙市花館柳町1番1号）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 議案第225号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について

※ 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田ふれあいの里（グラウンドゴルフ場等）	大仙市太田町太田字惣行大谷地ほか
太田農村体験の里（グラウンドゴルフ場管理施設等）	大仙市太田町太田字惣行小坂

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社（秋田市山王五丁目13番3号）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 議案第226号 大仙市総合公園テニスコート等の指定管理者の指定について

※ 大仙市総合公園テニスコート等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市総合公園テニスコート	大仙市内小友字中沢頭地内
大仙市総合公園野球場	大仙市内小友字中沢頭地内
大曲ファミリースキー場	大仙市内小友字中沢地内

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター（大仙市花館柳町1番1号）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 議案第227号 協和スキー場等の指定管理者の指定について

※ 協和スキー場等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
協和スキー場	大仙市協和荒川字五枚平地内ほか
大仙市協和林業休養センター美山荘 (協和スキー場食堂、事務所)	大仙市協和船岡字上庄内
大仙市協和林間球技場(協和スキー場敷地)	大仙市協和船岡字庄内前田表
大仙市協和休養センター (協和スキー場休憩施設)	大仙市協和船岡字上庄内230番地
大仙市サン・スポーツランド協和体育館	大仙市協和船岡字大袋2番地2
大仙市サン・スポーツランド協和(テニスコート、ゲートボール場、サブグラウンド)	大仙市協和船岡字大袋1番地1、2番地2
大仙市サン・スポーツランド協和野球場	大仙市協和船岡字大袋2番地2
大仙市協和多目的交流施設 (屋内多目的運動場 樹パル)	大仙市協和船岡字大袋2番地2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社（大仙市協和船岡字庄内214番地）

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



○ 議案第228号 太田新興緑地広場等の指定管理者の指定について

※ 太田新興緑地広場等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田新興緑地広場 (太田中学校裏グラウンド)	大仙市太田町太田字新田下野124番地1
大台スキー場	大仙市太田町川口字大台地内ほか
大仙市太田体育館	大仙市太田町横沢字堤田369番地1
大仙市太田体育館クラブハウス	大仙市太田町横沢字堤田369番地4
大仙市営太田球場	大仙市太田町横沢字堤田350番地
大仙市太田地域農産物等活用型総合交流 促進施設(太田球場室内練習場)	大仙市太田町横沢字堤田487番地
大仙市太田テニスコート	大仙市太田町横沢字堤田445番地2
大仙市太田多目的運動広場 (ゲートボール場)	大仙市太田町横沢字堤田344番地1
大仙市太田トレーニングセンター	大仙市太田町太田字築地古館27番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター(大仙市花館柳町1番1号)

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 議案第229号 秋田県県南地区広域汚泥資源化施設の建設及び維持管理等の事務委託に関する協議について

※ 本市を含む公共下水道事業から生ずる汚泥を処理するため、横手市、湯沢市、仙北市、美郷町、羽後町並びに秋田県と共同で広域汚泥資源化施設を設置し、当該施設の建設及び維持管理等の事務を秋田県に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき協議により規約を定め、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 委託事務の範囲(第1条関係)
- 2 経費の負担(第2条関係)
- 3 経理上の措置(第3条関係)
- 4 決算の場合の措置(第4条関係)
- 5 繰越金(第5条関係)
- 6 連絡会議(第6条関係)
- 7 中途参入等の取扱い(第7条関係)
- 8 廃止による決算等の措置(第8条関係)
- 9 その他必要な事項(第9条関係)
- 10 この規約は、秋田県と協議が成立した日から施行する。